

第 1 章 背景 ―なぜ今、障害者の生涯学習について考えるか―

1. 障害者の生涯学習推進の意義

(1) 障害者をめぐる社会情勢の進展

- 平成26年「障害者権利条約」の批准
- 平成29年 文部科学大臣メッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」

(2) 「共生社会」実現の必要性

- 共生社会：これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が積極的に参加・貢献することができる社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会（H24 中教審初中分科会報告）
- 持続可能な開発目標（SDGs）（H27 国連サミットで採択）
「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」

2. 障害者の学びを取り巻く現状と課題

(1)	障害者本人等へのアンケート調査	障害者の学習機会の充実が「重要」(81.1%) 知りたいことを学ぶための場やプログラムが「身近にある」(32.8%)
(2)	(i) 都道府県、市町村、特別支援学校への調査	優先的な課題は、「体制の整備」、「ニーズの把握」、「講師及び指導者の確保・養成」
	(ii) 大学等への調査	「障害者の生涯学習に関する取組を実施」（大学 6.0%・短期大学 1.5%）
	(iii) 公民館、生涯学習センター等への調査	障害者の学習活動の支援 関わった経験が「ある」(14.5%)、担当者が「いる」(5.6%)、組織が「ある」(3.3%)
	(iv) 都道府県、市町村（地域生活支援事業）への調査	「学び(学習活動)」の支援が含まれる事業 「社会参加支援」、「手話奉仕員養成研修事業」等
	(v) 民間における障害者の学習支援状況	民間団体による生涯学習支援活動のほか、障害のある社員の研修等、多様な学習支援の取組を実施
(3)	障害者に関する世論調査	国や地方公共団体の施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うもの 「障害のある子どもの相談・支援体制や教育と、障害のある人への生涯学習の充実」(48.1%)

第 2 章 障害者の生涯学習推進の方向性

1. 目指す社会像 「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」

- (1) 誰もが、障害の有無にかかわらず学び続けることのできる社会であること
- (2) 障害者が、健康で生きがいのある生活を追求することができ、自らの個性や得意分野を生かして参加できる社会であること

2. 障害者の生涯学習推進において特に重視すべき視点

- (1) 本人の主体的な学びの重視
- (2) 学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化
- (3) 福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化
- (4) 障害に関する社会全体の理解の向上

第 3 章 障害者の生涯学習を推進するための方策

1. 学校卒業後における障害者の学びの場づくり

(1) 学校から社会への移行期の学び <視点1>

- ①学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実
・学習指導要領を踏まえた取組の推進 等
- ②移行期に求められる学習内容
・主体性、コミュニケーション能力や社会性を伸ばし、就業や自立生活を送る基礎力を身に付けるための学習 等
- ③学校卒業後の組織的な継続教育の検討
・障害福祉サービスと連携した学びの場づくり
・大学における知的障害者等の学びの場づくり

(2) 各ライフステージにおいて求められる学び <視点2>

- 困り事の解決に向けた学習の場、地域で仲間と過ごせる交流の場、職業的な学びを行うリカレント教育の機会
- ①各ライフステージで求められる学習内容
 - ②多様な実施主体による多様な学びの機会提供の促進
・公民館等の社会教育施設や生涯学習センターにおける講座等
・特別支援学校の同窓会組織等が主催する学びの場
・大学のオープンカレッジや公開講座
・社会福祉法人、NPO法人等における、障害福祉サービス等と連携した学びの場

(3) 障害の特性を踏まえ特に考慮すべき事項

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、難病患者等、精神障害者、発達障害者、重度・重複障害者、それぞれの学びにおいて考慮すべき事項を整理

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

(1) 生涯学習分野における合理的配慮の推進

今後、国において調査研究等を実施

(2) 多様な形態の「共に学ぶ場づくり」

- ・フォーラム等の開催
- ・カフェ等の取組
- ・障害者スポーツの推進
- ・障害者による文化芸術活動の推進

(3) 多様な社会参加の在り方の提示

企業等での一般就労以外にも、社会参加の多様な形あり

3. 障害に関する理解促進

(1) 学校教育段階における障害に関する理解促進

学校、教育委員会が中心となって「心のバリアフリー学習」を推進

(2) 多様な主体と連携した社会における障害理解の促進

- ・地方公共団体（障害者学習支援担当）職員の障害に関する理解促進
- ・障害者学習支援担当の職員が障害福祉担当等とも連携を図りながら、生涯学習・社会教育関係者や住民等に対して普及啓発
- ・地方公共団体（障害者学習支援担当）と社会福祉協議会との連携・協働

4. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

(1) 地方公共団体における実施体制・連携体制の構築

生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の分野との連携体制の構築、（自立支援）協議会に社会教育関係者も参加、障害者の学びの場の整備・拡充や情報共有の仕組み等について協議

(2) 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保

- ・国において、中核的人材に①期待される役割、②育成の過程で身に付けるべき専門性等の観点から研究を実施。社会教育士の活用方策も検討
- ・「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」において、地方公共団体や民間団体の実践者同士による相互の情報共有や実践交流を推進

(3) 幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進

特別支援教育に携わることを希望する学生の、大学の公開講座への運営参画の推進 等

(4) 当事者のニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制づくり

基幹相談支援センターや障害者就業・生活支援センター等と連携し学びに関する相談支援体制を充実、個別的教育支援計画に「生涯学習」を位置付け、進路先の企業等へ適切に引継ぎ、活用

(5) 企業等の民間団体と連携した、学びに関する環境整備

障害者と共に働くことの推進、障害者が求める学びに関するプログラムの開発・提供の実施や学びの場づくりの支援

第 4 章 障害者の生涯学習推進に向けて早急に実施すべき取組

1. 国に求められる取組

- ・障害者の学びの場づくりに関するモデル開発・普及
- ・障害者の学びの場づくりを担う中核的人材の育成
- ・地方公共団体における体制整備、取組促進
- ・障害の有無にかかわらず共に学ぶ環境づくりに向けた啓発

3. 特別支援学校に期待される取組

- ・生涯学習への意欲を高める指導、社会教育との連携を図った教育活動の推進
- ・心のバリアフリー学習等を通じた、障害に関する理解促進
- ・個別的教育支援計画の適切な引継ぎ

2. 地方公共団体に求められる取組

- ・庁内連携、関係機関・団体等との連携の推進
- ・障害者の生涯学習推進を担う人材の育成
- ・障害者本人のニーズを踏まえた学びに関する相談支援体制の整備
- ・地方公共団体の教育振興基本計画等への位置付け
- ・障害者の学びの場に関する実態把握・情報提供、学びの場の確保

4. 大学に期待される取組

- ・オープンカレッジや公開講座、障害のある学生に対する支援の取組の一層の充実
- ・知的障害者の学びの場づくりの検討

5. 社会福祉法人やNPO法人、企業等の民間団体に期待される取組

- ・障害者と共に働くこと、障害者の生涯学習に関する学習プログラムの開発・提供や、学びの場づくりの支援

第 5 章 今後の検討課題

具体的な成果指標を掲げてフォローアップを実施

<成果指標として取り上げることが考えられる事項の例>

- * 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置付けている都道府県・市町村の割合
- * 障害者の生涯学習活動に関する実態把握、ホームページ等による情報提供を行う都道府県・市町村の割合
- * 生涯にわたる学習とのつながりを見通した教育を行うことについて、学校運営に関する方針や計画等に位置付け、実施している特別支援学校の割合 等

⇒学びの場や学習プログラムは身近にあると感じる障害者本人の割合の向上